

2021年5月27日
TCS ホールディングス株式会社

NC ホールディングス株式会社の第 5 回定時株主総会招集ご通知の
記載に関する当社の考え方

2021年5月24日、NC ホールディングス株式会社(以下「NCHD」といいます。)が第 5 回定時株主総会の招集の決議を行いました。

NCHD が本年 5 月 14 日に適時開示した『当社に対して提出された株主提案とこれに対する当社の反対意見に関するお知らせ』によると、同社は、客観的な証拠もないまま、当社及び当社らの株主提案に対し、一方的な記載をしています。このため、当社他3社(以下「私共」といいます。)は本年 5 月 17 日に NCHD において取締役会に参加した全取締役に「質問状」を提出しております(「質問状」の骨子については、末尾の「ご参考」をご覧ください。)

私共は、この「質問状」において、NCHD の指摘する金融商品取引法に関する2つの点につき、NCHD の主張の根拠を尋ねています。NCHD の 2 つの指摘は、NCHD 側に事実又は法令の解釈について誤認があるものと私共は考えております¹。しかしながら、**「質問状」に対して、事実に基づかない不確かな記載のまま株主招集通知を発出することのないよう NCHD 及びその取締役8名全員に対し1週間の回答期限を設けたにも関わらず、回答期限を徒過した本日に至っても、(後述の高木俊幸氏、矢野一氏、高山正大氏3名の取締役からの回答を除いては)実質的には何らの回答もありません。**

こうした中、本年 5 月 24 日開催の NCHD 取締役会において、第 5 回定時株主総会招集通知に金融商品取引法違反の疑いがあると記載された原稿のまま、決議されました。なお、その原稿では、その「疑い」については、NCHD の反対意見とは別に、我々株主提案の記載部分の『注釈』の形式を使いながら反対表明するという、卑劣な表現を行っています。

また、2021年5月25日には、NCHD のウェブサイトにて「NC ホールディングス株式会社 株主の皆様へ 議決権行使書ご返送のお願い」との文書が掲示されています。この3頁目にも、具体的事実を摘示することなく、「TCS グループ自身の金商法違反の疑いなどコンプライアンス軽視！」との表現があります。

¹ 詳細については、5 月 19 日に当社の公表した「NC ホールディングス株式会社取締役会による当社株主提案への反対意見に関する当社考え方について(詳細版)」

【<https://www.tcs-hd.jp/release/pdf/info2021051902.pdf>】をご覧ください。

私共としては、事実又は法令の解釈について誤認があるままに招集通知を発送することは問題であるとして、事実訂正を求めました。しかし NCHD においては、私共に関する「金融商品取引法違反の疑い」について極めて不適切な態様で記載されたまま、招集通知及び参考書類を発送しようとしていること、及び不適切な議決権行使書面の勧誘が行われようとしていることは、誠に遺憾であります。

現在の NC ホールディングス株式会社の経営陣である梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏3名には、コンプライアンス意識も、公平さもなく、ただ株主総会での勝利を目的とした考えに基づき、このような行為に及んでいることが推察されます。

このような彼らの対応からも、私共が、梶原氏らを継続して支援することができないと考え、やむをえず株主提案を行った経緯につき、ご理解を頂けるものと思います。

私共としては、株主総会場を通じて、株主の皆様に的確かつ正確な情報を提供し、適切なご判断をいただけるよう、引き続き、情報開示してまいります。

以上

ご参考1 私共⇒NCHD 及びその8名の取締役 5月17日付「質問状」の骨子

私共が NCHD から疑義ありと指摘された事項は、(A)私共が、高山芳之氏個人・高山正大氏個人及び TCS ビジネスアソシエ株式会社とも金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)にいう「共同保有」にあったのに、そのことを大量保有報告書(の変更報告書)に記載していない、(B)提出した大量保有報告書(の変更報告書)には「保有目的等」に「発行者との資本業務提携関係を構築することにより、当社グループ及び発行者グループの営む事業についてシナジー効果を追及し、それぞれの企業価値の最大化を図ることを目的として保有する」と記載され、「重要提案行為等」に「該当事項なし」と記載されているのに、本株主提案を行うに至ったのであるから、その変更報告を提出する義務があるのではないか、という2点です。

しかし、この2点だけでは、具体的に、何が金商法違反となるのかが明らかではないように思われます。(A)いかなる事実により、高山芳之氏、高山正大氏及びTCSビジネスアソシエ株式会社が「同社の共同保有者として大量保有報告書提出義務を負うと解される可能性があり、同氏らには金融商品取引法違反の疑いがあります。」と言えるのか、その根拠をご教示頂けないでしょうか。

なお、私共の認識を申し上げますと、私共は、高山芳之氏個人、高山正大氏個人及びTCSビジネスアソシエ株式会社との間で、NCHD に対する議決権行使について、何らかの協議・合意等を行ったことがありません。更に、高山芳之氏個人、高山正大氏個人は、いずれも、単独では私共に対

し過半数以上の出資を行っておりませんし、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、私共を含め23社とは資本関係がございませんので、高山芳之氏、高山正大氏、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、私共との間で、いわゆる「形式基準の共同保有者」(金商法第27条の23第6項)の關係に該当しません。故に、従前は、上記3名について、私共との間で、大量保有報告書等の「共同保有」者として提出する必要はないと解釈して参りました。

次に(B)の点について、確かに私共の提出した変更報告書の「保有目的」について、「重要提案行為等を行うこと」が含まれておりません。しかし、このことがどうして違法となるのか、根拠をご教示頂きますと幸いです。

なお、私共の認識を申し上げますと、変更報告書の「重要提案行為等」の欄は通常、単に、提出者が、特例報告の対象となる金融商品取引業者等には該当しない、といった程度の意味で、「重要提案行為等」を行うか否かとは、直接、関係がないものと解されております。従いまして、私共の場合、金融商品取引業者等ではありませんから、この欄に「該当事項なし」と記載をするのは、仮に私共が「重要提案行為等」を行うことがあるとしても、何ら不自然不合理なことではありません。また、私共は、今回の株主提案の前後を問わず、その「保有目的等」を何ら変更しておりません。

貴社及び貴殿らは、何故、通知会社を含む23社に第2点に関する違法があり得るとご主張なのか、明確にして頂きたいです。

ご参考2:NCHDの3名の取締役(高木俊幸氏、矢野一氏及び高山正大氏)⇒私共 5月24日付「回答書」の骨子

本年5月14日及び5月24日の両取締役会に参加し決議した該当の取締役のうち、3名からは「質問状」に対する回答が内容証明で送達されました。その骨子は次の通りです。

確かに、上記開示において「提出株主の金融商品取引法違反の疑い」が記載されており、また、これを開示することについて取締役会の場において全取締役が賛成している形となっているが、これは、我々(※高木氏・矢野氏及び高山氏)の真意に基づくものではなく、実態は、取締役会の直前において急遽上記開示について決議することを知らされ、内容を十分に吟味することができず、その結果、このような適当でない疑義がある内容が含まれていることについて十分意識しないままに「提出株主の金融商品取引法違反の疑い」を含む内容の開示案に賛成してしまった。

貴社らを含む23社に金商法違反の事実があるものとは考えていないので、その旨を表明し、これに反する開示内容につき形式的には賛成してしまったことにつき、お詫び申し上げます。